

消費税インボイス制度説明会

- ★対象事業者・・・年間売上金額が1,000万円以下の免税事業者で「売上先が事業者である」又は「売上先が一般消費者と事業者が混在する」方
- ★具体的な事業者の例・・・下請け事業者(内職、建築業等)／保険の外交員／検針人サービス業／小売・飲食業など

令和5年10月1日より適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。インボイス制度で最も影響を受けるのは免税事業者(主に事業者を相手に仕事をされている方です)免税事業者のままですと、場合によっては取引先へ消費税の請求ができなくなる可能性があります。「インボイス制度」の概要を確認していただき、免税事業者の方々に直接どのように関わってくるのかを理解していただくために、説明会を開催しますので是非ご参加ください。

〈講座内容〉

- 「消費税」と「インボイス制度」の基本的な仕組み
- 「消費税インボイス制度」は免税事業者にどのように関わってくるのか
- 取引企業の動きや企業との取引関係に何か影響があることなのか
- インボイス発行事業者(課税事業者)になるべきか

【日時】 令和4年9月27日(火) 昼の部14:00~15:30 夜の部18:00~19:30

※説明会終了後、個別相談を受け付けます

【場所】 宍粟防災センター 4F 研修室

【講師】 春名信義氏 (春名会計事務所代表、㈱MAPO 代表取締役)

【定員】 昼の部、夜の部 各20名(先着順)

【申込方法】 9月20日(火)までに下記申込書にご記入の上、お申し込み下さい。

【主催】 宍粟市商工会、宍粟市商工会小売・卸売事業部



お問合せ先：宍粟市商工会本所(山崎町山崎205) 電話 0790-62-2365

(切り取らずこのまま送信してください)

宍粟市商工会 行

FAX: 0790-62-4731

『消費税インボイス制度説明会』参加申込書

[昼の部・夜の部] ← ○印をつけてください

事業所名		事業所住所	
参加者名		参加者連絡先	(日中、ご連絡できる電話番号を記載してください)

※ ご提供いただいた情報は、本セミナー開催目的以外には使用いたしません。

※ 参加申込書をFAX送信されましたら、その旨事務局までご連絡ください(☎62-2365)。